

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の
翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 の 登 録 (二 件)

被爆者一般疾病医療機関の指定
解除予定の保安林

土地改良事業計画の適否の決定 (七件)

土地改良事業の認可 (四件)

土地改良事業計画等の適否の決定基

本測量の実施

◇ 選 管 告 示 選 挙 管 理 委 員 会 の 招 集

公職選挙法第六十一条第一項第三号による告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の
五十分の一及び三分の一の数

◇ 公 告 危 険 物 取 扱 者 試 験 の 実 施

告 示

鳥取県告示第七百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
山 上 剛	鳥医第一、七九六号	昭和四十八年九月十七日
福 島 美 歳	鳥医第一、七九七号	"

鳥取県告示第七百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
西 本 和 彦	鳥医第一、七九八号	昭和四十八年九月二十二日
西・田 政 弘	鳥医第一、七九九号	"

鳥取県告示第七百三十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十八年九月二十二日	岩美町国民健康保険 岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富 六五二

鳥取県告示第七百四十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大坂字柳谷一九二の一から一九二の六まで、一九三、字仲尾一九五、一九六、一九八の一、一九八の四、一九八の七、一九八の八、二〇三、二〇四、二〇四の一、字大岩坪二〇八（以上十七筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十一号

昭和四十八年七月三日付で郡家町長から申請のあつた土地改良（下津黒地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十二号

昭和四十八年七月三日付で那家町長から申請のあつた土地改良(殿地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

那家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十三号

昭和四十八年九月十七日付で関金町長から申請のあつた土地改良(明高地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十四号

昭和四十八年九月十四日付で関金町長から申請のあつた土地改良(和谷地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

昭和四十八年七月三日付で郡家町長から申請のあつた土地改良（麻生地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十六号

昭和四十八年七月三日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（家奥地

区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十七号

昭和四十八年七月三日付で用瀬町長から申請のあつた土地改良（別府地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十八号

東郷町長から申請のあつた町営土地改良(赤畑地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百四十九号

大栄町長から申請のあつた町営土地改良(思案橋地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十号

日野町長から申請のあつた町営土地改良(下榎地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十一号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(国坂東地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十二号

昭和四十八年一月二十二日付で倉吉市伊木一〇三番地河島積ほか十二人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百五十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業期間

昭和四十八年十月十五日から昭和四十九年三月九日まで

三 作業地域

倉吉市、赤碓町、東伯町、大栄町、中山町、名和町、大山町及び淀江町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和四十八年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十八年十月十一日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 第一線指導者研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨三朝町選挙管理委員会から報告があったので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

三朝町山村開発センター 三朝町大字大瀬九九九の二

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和四十八年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示す。

昭和四十八年十月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、三三一人
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二七、四二二人
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、三〇一人
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三六、三三一人
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	二一、五三一人
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、二〇八一人
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、五八六一人
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、一三一人
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	五、六五〇一人
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一六、四三二人
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三、〇九〇一人
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	七、〇〇八一人

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和48年10月5日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

甲種危険物取扱者試験	昭和48年11月22日午前10時から
乙種危険物取扱者試験	昭和48年11月22日午前10時から
丙種危険物取扱者試験	昭和48年11月22日午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市行徳は222	鳥取市消防本部会議室
倉吉市殿城279	鳥取県中部総合事務所大会議室
倉吉市八屋307の4	中部市町村共同施設管理組合消防本部会議室
米子市籠町1の160	鳥取県西部総合事務所大会議室
米子市富士見町2の162	米子市消防本部会議室

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験
消防法第13条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験
消防法第13条の3第5項の規定に該当する者

4 受験手続

- (1) 受験願書受付期間

昭和48年10月11日から10月24日まで（郵送による場合は、10月24日までの消印のあるものは有効とする。）

- (3) 提出書類

ア 受験願書

イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、

3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無

背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのも

ので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したも

エ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第

5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつ

ては、受験願書提出の際、免状の写しを添付するとともに、その免

状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 1,500円

イ 乙種危険物取扱者試験 1,000円

ウ 丙種危険物取扱者試験 800円

- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部地方課